

平成19年6月29日

瀬戸内海における交通の利便及び安全の確保等に関する行政評価・監視

≪評価・監視結果に基づく改善通知に対する改善措置状況≫

この調査は、島しょ部航路が持っている次のような特性等を踏まえ、利用者の利便向上、安全の確保等を推進する観点から、平成18年12月から平成19年3月にかけて実施しました。

- ① 本土側交通及び島内交通との接続が悪いケースがあるとの指摘がある。
- ② 欠航等についての的確な情報提供、安全運航及び高齢者・障害者の安全・利便に配慮した対策が求められている。
- ③ 島しょ部住民や島しょ部を訪れる観光客にとって重要な交通手段である。

この資料は、中国四国管区行政評価局、四国行政評価支局及び愛媛行政評価事務所が、中国運輸局・四国運輸局及び中国地方整備局・四国地方整備局に対して行った改善通知に対し、各局から回答があったので、その内容を取りまとめたものです。

改善措置内容の要旨

主な調査結果

【利用者の利便確保】

- ① 船の運航時刻表を掲示していないなど、運賃、運航時刻、運送約款の不掲示 ……→ 2、3ページ
- ② 欠航情報が欠落しているなど、事業者ホームページへの誤った情報掲載 ……→ 4～6ページ
- ③ バスが港に着く直前に出向するなど、旅客船と列車又はバスとの乗継時間不十分 ……→7ページなど

【利用者の安全確保】

- ① 着岸時に旅客船の係留作業を行っておらず危険…→ 9ページ
- ② 乗下船時の旅客誘導が行われておらず、車両と旅客が交錯 ……→ 9ページ
- ③ 救命胴衣格納庫の前に障害物があり、救命胴衣の取り出し困難 ……→ 10ページ
- ④ 移動円滑化基準に適合すべき旅客ターミナルの経路や待合所の出入口に段差 ……→ 11ページなど

【運賃・料金の適正化】

- ① 無届で割引切符を発行
- ② 割引となる回数券など一部の切符を販売せず ……→ 12ページなど

主な所見表示事項

【利用者の利便確保】

- ① 発着所・船内における運賃、運送約款等の掲示の適正化
- ② 各種情報について、正しい情報を適切に提供
- ③ 島しょ部航路における他の交通機関との接続の円滑化 など

【利用者の安全確保】

- ① 安全管理責任者に対する研修の徹底
- ② 救命設備等に関する日常点検の励行
- ③ 船舶検査時における救命設備等の的確な確認
- ④ 発着所・旅客船のバリアフリー対策の促進 など

【運賃・料金の適正化】

- 必要な届出の励行指導等

改善措置状況

【利用者の利便確保】

- 運賃、約款等の掲示について指摘を受けた事業者に対し個別指導を実施（四国運輸局）
- * 関係団体に対し、法定事項の適正掲示・的確な情報提供等について、傘下事業者を指導するよう文書要請済み（中国運輸局・四国運輸局）

【利用者の安全確保】

- 救命設備、消防設備等の不備について指摘を受けた事業者に対し個別指導を行い、全て改善済み（中国運輸局・四国運輸局）
- * 関係団体に対し、日常点検の励行を文書指導済み（四国運輸局）、又は指導予定（中国運輸局）
- * 港湾管理者に対し、担当者会議においてバリアフリー化促進について周知済み（中国地方整備局）、また、補助金検査時等に現地確認に努める（中国地方整備局、四国地方整備局）

【運賃・料金の適正化】

- 指摘を受けた事業者に対し個別指導を行い、全て改善済み（四国運輸局）
- * 関係する全事業者に対し、文書指導済み（四国運輸局）

主な所見表示事項と改善措置状況

1 交通の利便確保等

(1) 旅客船等の運賃及び運送約款等の揭示等の適正化

制度の概要

- 旅客船事業者は運賃及び料金並びに運送約款を発着所等に見やすいように揭示し、船舶に備え付ける義務あり（海上運送法施行規則第7条）
- 運航時刻については、一定の日程表に従って運送する旨を公示する義務あり（海上運送法第2条）

主な所見表示事項

102発着所・57船舶のうち、77発着所（75.5%）・34船舶（59.6%）（うち、中国は、34発着所・19船舶中、28発着所（82.4%）・16船舶（84.2%））が不適

- 旅客船事業者に対し、運賃及び料金、運送約款、運航時刻（以下「法定事項」という。）の揭示等の適正化を指導すること。（中国運輸局・四国運輸局）
 - i 旅客運賃等未揭示、旧運賃額等間違った運賃額揭示、一部の運賃額未記載（63発着所、28船舶）
 - ii 運送約款未揭示、古い運送約款揭示（20発着所、8船舶）
 - iii 運航時刻表未揭示、寄港地の記載内容に漏れや誤記（16発着所、3船舶）
 - iv 運賃及び運送約款等を発着所から遠くほとんど利用のない待合所に揭示（4発着所）

改善措置状況

- ① 旅客船協会に対し、発着所や船舶における法定事項の揭示等の適正化を図るよう傘下の旅客船事業者に対し指導するよう、文書で要請した。（中国運輸局・四国運輸局）
- ② 旅客船等航路が集積する主な港（16港）及び事業者（14社）に対し、平成19年3月、航路実態調査を実施し、事業者に対する周知及び指導の徹底を図った。（中国運輸局）
- ③ 旅客船事業者に対し、法定事項の揭示を適正に行うよう、文書で通知した。
なお、指摘を受けた21事業者（49発着所、18船舶）については、平成19年3月から4月の間に全て改善済み。（四国運輸局）
- ④ 中国旅客船協会連合会が主催する旅客船乗組員研修会等を活用して更に周知徹底とともに、平成19年10月以降に実施を予定している航路実態調査等を捉え指導の徹底を図る。（中国運輸局）

(2) バス停等の時刻表及び運送約款等の掲示等の適正化

制度の概要

- バス事業者は、次の事項を公衆に見やすいように掲示する義務あり（旅客自動車運送事業運輸規則第5条）
 - i 営業所：運賃及び料金並びに運送約款、当該営業所に係る運行系統等
 - ii 停留所：運行系統ごとの発車時刻、当該停留所に係る運行系統、事業者及び当該停留所の名称等

4 営業所・25停留所のうち、2 営業所(50.0%)・7 停留所(28.0%)（うち、中国は、11停留所中、5 停留所(45.5%)）が不適

主な所見表示事項

- バス事業者に対し、法定事項の掲示等の適正化を指導すること。（中国運輸局・四国運輸局）
 - i 営業所：古い運送約款掲示(2 営業所)
古い系統・路線による運賃表を掲示(2 営業所)
 - ii 停留所：時刻表未掲示(1 停留所)
古い時刻表掲示(1 停留所)
運行日の誤記(1 停留所)
運行系統未掲示(1 停留所)
当該停留所の名称の標示消失(2 停留所)
運行系統がわかりにくいもの(2 停留所)

改善措置状況

- ① 関係バス協会に対し、営業所及びバス停留所における掲示事項の適正化及び施設の適切な維持管理について、傘下の事業者を指導するよう、文書で要請した。（中国運輸局・四国運輸局）
- ② 指摘を受けた4事業者に対し、速やかな改善を図るよう、文書で指導した。（中国運輸局）
- ③ 指摘を受けた2事業者（2営業所、2停留所）については、平成19年4月に全て改善済み。（四国運輸局）

(3) 旅客船との連絡交通機関に関する情報提供の促進

制度の概要

- 旅客船事業者は発着所及び船内における連絡交通機関の乗継情報の提供が求められている。（「国内旅客船事業の情報提供ガイドライン」（平成12年9月））

主な所見表示事項

- 旅客船事業者に対し、ガイドラインに基づき、他の交通機関への乗継情報等の提供が促進されるよう要請すること。（中国運輸局）

・ **連絡交通機関の時刻表及びのりば案内未揭示**（45発着所中19発着所（42.2%）、44船舶中16船舶（36.4%））

1,421人中362人（25.5%）が、船の時刻や乗継案内、欠航等の情報提供が足りないと回答

改善措置状況

- ① 中国旅客船協会連合会に対し、他の交通機関への乗継情報等の提供が促進されるよう傘下の事業者に対し指導するよう、文書で要請した。
- ② 中国旅客船協会連合会が主催する「旅客船乗組員研修会」等を活用して、傘下の事業者に、他の交通機関への乗継情報を提供するよう周知の徹底を図っていく。
- ③ 公共交通利用の促進の取り組みとして作成している「ひろしまのりものマップ」を旅客船ターミナル等に配布することにより、他の交通機関への乗継情報等の提供を行う。

（いずれも、中国運輸局）

(4) 旅客船の運航状況、ダイヤ等に関する情報提供の促進①

制度の概要

- 瀬戸内海地域の旅客船等の時刻表や欠航等の運航状況をリアルタイムで情報提供するシステム「みなとナビ」(注) 運用中
(注) 「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」(平成3年5月設立、瀬戸内海沿岸府県、市町村、地方整備局及び運輸局等の国土交通省の地方支分部局等で構成、地方整備局が事務局(中国地方整備局が総括事務局))が開発し、サイトの実質的な運営(提供している情報の更新)は、旅客船事業者等

主な所見表示事項

- 「みなとナビ」について、利用者に対してリアルタイムで情報提供できるように検討を進めること。(中国運輸局・四国運輸局及び中国地方整備局・四国地方整備局)
 - i 旅客船事業者のリアルタイムの情報更新不十分やのりかえ情報、駐車場案内等のリンク切れ
 - ii 運輸局及び地方整備局における旅客船事業者の情報提供に対する支援不十分

改善措置状況

- ① 中国旅客船協会連合会に対し、「みなとナビ」への情報提供にあたっては、誤った情報を提供しないよう傘下の事業者に要請するよう、文書で連絡した。
また、運航事業者から濃霧等による欠航情報を入手した際に、「みなとナビ」に当該情報が反映されていない場合は、「みなとナビ」保守管理会社に運輸局から通知する。(中国運輸局)
- ② 「みなとナビ」において運航情報等を提供している全事業者に対し、正確な情報提供を行うよう、文書で要請した。(四国運輸局)
- ③ 「みなとナビ」保守管理会社と協議会の契約書(業務委託内容)において、i) 運輸局からの情報提供等があった場合の対応、ii) リンク切れのための定期的なリンク情報点検とリンク情報修正を明示する。(「みなとナビ」協議会事務局(中国地方整備局・四国地方整備局))
- ④ 今回指摘を受けた「みなとナビ高松・宇野」におけるリンク切れについては、平成19年3月に改善済み。(四国地方整備局)

(4) 旅客船の運航状況、ダイヤ等に関する情報提供の促進②

制度の概要

- 旅客船事業者は、パンフレットやインターネット等により、ダイヤ、運賃・料金等を随時提供することが求められている。（「国内旅客船事業の情報提供ガイドライン」）

所見表示事項

- ホームページやパンフレットにより、正しい情報が適切に提供されるよう指導すること。（四国運輸局）
 - ・ 旅客船事業者のホームページやパンフレットで提供している情報に漏れや間違い

改善措置状況

- 全ての旅客船事業者に対し、正しい情報を適切に提供するよう、文書で指導した。
 - また、四国旅客船協会にも、傘下の事業者にその旨周知するよう、文書で通知した。
 - なお、指摘を受けた6事業者に対し、平成19年3月から5月にかけて是正指導を行い、最寄のバス停やJR駅までの所要時間を過少に表示していたもの等（1事業者、2事例）については、改善済みを確認した。（四国運輸局）

(5) 島しょ部航路における他の交通機関との接続の円滑化

制度の概要

- 旅客船と列車・バスとの接続については、国の規制、指導は特になく、旅客船・バス事業者が利用者の動向を見て自主的にダイヤを編成

主な所見表示事項

乗継利用者延922人中287人(31.1%) (うち、中国は、658人中224人(34.0%))が「旅客船と列車又はバスの乗継時間が長い」と回答

- ① 乗継できないものは、ダイヤの調整により乗継可能となるよう改善を図ること。(中国運輸局・四国運輸局)
 - i 列車との乗継時間が0～3分と短いため、乗継できなくなっているもの(3航路)
 - ii バスとの乗継時間が0～3分と短いため、乗継できなくなっているもの(4航路)
 - iii 列車到着の直前(1～5分前)に旅客船が出航しているもの(2航路)
 - iv バス到着の直前(1～4分前)に旅客船が出航しているもの(4航路)
 - v 旅客船到着の直前(1～2分前)にバスが出発しているもの(2航路)

- ② 乗継のため待ち時間が長くなっているものは、乗継時間の短縮に努めること。(中国運輸局)
 - i 乗継時間が30分以上と、旅客船や列車を待つ時間が長くなっているもの(4航路)
 - ii 乗継時間が30分以上と、旅客船やバスを待つ時間が長くなっているもの(8航路)

- ③ 乗継できないとの誤解を与えないよう、バスと旅客船の接続に関する表示内容の改善を図ること。(四国運輸局)
 - ・ 接続しているにもかかわらず、旅客船の到着時刻とバスの出発時刻、又は、バスの出発時刻と旅客船の出航時刻が同時刻で乗継できないと誤解を与えるもの(3航路・20事例)

改善措置状況

- ① 旅客船協会及びバス協会に対し、傘下の事業者に他の公共交通機関との接続の配慮等についての周知を、文書で要請した。(中国運輸局・四国運輸局)
- ② 旅客船事業者に対し、他の交通機関との接続の配慮を文書で要請した。(四国運輸局)
- ③ 指摘を受けた事業者に対し、平成19年2月から4月にかけて個別に改善方を要請した。(四国運輸局)

- 中国旅客船協会連合会及び管内各県のバス協会に対し、傘下の事業者に他の交通機関との接続の配慮についての周知を、文書で要請した。(中国運輸局)

- ① 四国旅客船協会及び四国バス協会に対し、傘下の事業者にはバスと旅客船の接続に関する表示内容の改善についての周知を、文書で要請した。
- ② 旅客船事業者に対し、バスと旅客線の接続に関する表示内容の改善について、文書で要請した。
- ③ 指摘を受けた事業者に対し、平成19年2月から4月にかけて個別に改善方を要請した結果、指摘のあった3航路(20事例)のうち、2航路において、1事例が改善され、また、7事例が一部改善済であることを確認した。(いずれも、四国運輸局)

(6) 乗船券の販売方法等の見直し

制度の概要

- 海上運送関係の法令上、乗船券の販売方法に関する規制等はない。
- 運輸局は、局に寄せられる意見・要望などを通じて、公共交通に対する利用者ニーズを把握し、事業者等と連携して、公共交通機関の利用者利便の向上に取り組んでいる。

30発着所について、当該発着所を利用する
旅客船事業者36事業者を調査

主な所見表示事項

- ① 少なくとも、同じ旅客船発着所を利用しているにもかかわらず、事業者ごとに乗船券の販売方法が異なっている発着所については、旅客船協会を通じるなどして、乗船券の販売方法の統一を働きかけること。（中国運輸局）
 - i 乗船券の販売方法が事業者によってバラバラ（複数の事業者が利用している14発着所中5発着所）
 - ii 同じ事業者の船舶で同じ発着所であっても、販売方法が旅客船・カーフェリーの別で相違（1事業者）
 - iii 事業者が異なる場所に販売方法等を掲示しているため、掲示を確認しにくく、掲示内容も不備（上記iの5発着所中3発着所）
 - iv 乗船券の販売方法等についての掲示なし（上記iの5発着所中2発着所）
- ② 乗船券を待合所内の乗船券販売窓口以外で販売している旅客船事業者に対し、窓口販売所に隣接する見やすい場所に乗船券の販売方法・販売場所等を明示させること。（中国運輸局）
 - ・ 「乗船券を、どこで、どのように購入したらよいかのわからない。」との苦情あり。

改善措置状況

- 中国旅客船協会連合会に対し、乗船券の販売方法の統一が図られるよう傘下の事業者を指導することを、文書で要請した。（中国運輸局）
- ① 平成19年3月、旅客船等の航路が集積する主な港について航路実態調査を実施するとともに、事業者に対し指摘事項の改善について指導を徹底した。
 - ② 中国旅客船協会連合会に、旅客船業者に対し、見やすい場所に乗船券販売方法・販売場所等を明示するよう、文書で要請した。
 - ③ 今後も、旅客船乗組員研修会等を活用し周知徹底を図るとともに、平成19年10月以降に実施を予定している航路実態調査等の機会を捉え、指導を徹底する。（いずれも、中国運輸局）

2 旅客船等の安全確保等

(I) 輸送の安全確保対策の徹底

制度の概要

- 安全管理規程の作業基準（主なもの）
 - i) 乗下船待ちの旅客等の整理、待機
 - ii) 乗船旅客への着席や手すりへの掴まりの指示
 - iii) 迅速、確実な係留作業の実施及び係留中の保安の確保
 - iv) 乗下船旅客の転落防止対策の実施
 - v) すべての自動車についての車止めの実施
 - vi) 車両区域への立入禁止措置の実施

41事業者・58船舶中、19事業者（46.3%）・24船舶（41.4%）
（うち、中国は、18事業者・20船舶中、8事業者（44.4%）・
9船舶（45.0%））が、輸送の安全確保対策の取組み不十分

主な所見表示事項

- ① 不適切事例を踏まえ、旅客船事業者に対し必要と認められる事項についての研修を徹底して行うこと。（中国運輸局・四国運輸局）
 - i 乗船待ちの旅客の整理が不十分なため、車両の下船作業中に勝手に旅客が乗船開始し、車両と旅客が交錯（1事例）
 - ii 着岸にあたっての注意事項の指示が不十分なため、多くの旅客が何にも掴まらずランプゲート付近に立ったまま（1事例）
 - iii 係留作業を行わず、旅客の乗下船、車両の積み込み・陸揚げを実施（3事例）
 - iv 下船待ちの旅客の整理が不十分なため、車両と旅客が同時に下船（3事例）
 - v タラップを架設せず旅客の下船を行ったため、旅客が栈橋へ飛び降りざるを得ない状況（4事例）
 - vi 車止めの未実施等（9事例）
 - vii 着岸前の取り外し（2事例）
 - viii 車両区域への立入禁止の指示が不十分なため、運転者が車両に乗車したまま車両区域に残留（14事例）
- ② 各種監査のフォローアップのため、輸送の安全確保対策の実態を把握する仕組みをさらに整備すること。（中国運輸局・四国運輸局）

改善措置状況

- ① 「運航管理者研修会」や「安全統括管理者・運航管理者研修会」を開催・指導しており、今後、更に研修の徹底を図る。（中国運輸局・四国運輸局）
 - ② 中国旅客船協会連合会が主催する「旅客船乗組員研修」に講師として参加し、輸送の安全確保を図るよう指導する。（中国運輸局）
 - ③ 指摘の11事業者（23事例）については、平成19年3月から5月までに、個別に指導した。（四国運輸局）
- 運行管理監査や安全総点検の機会に指導を行うとともに、運輸安全管理評価を実施することにより、事業者の安全管理体制の改善等について助言を行う。（中国運輸局・四国運輸局）

(2) 救命設備、消防設備等の維持管理の適正化

制度の概要

- 航行区域や総トン数に応じて必要な種類・数量の救命設備、消防設備、脱出設備等を船舶に備え付け、適切に維持管理することが必要（船舶安全法第2条第1項等）
- 救命設備、消防設備及び脱出設備は、非常時に容易かつ迅速に使用することができるように備え付けることが必要（船舶救命設備規則第93条等）

41事業者・57船舶中、18事業者（43.9%）・21船舶（36.8%）（うち、中国は、18事業者・19船舶中、7事業者（38.9%）・7船舶（36.8%））が、設備の維持管理不適切

主な所見表示事項

- ① 旅客船事業者に対し、救命設備、消防設備及び脱出設備の日常点検を適切に行うよう指導すること。（中国運輸局・四国運輸局）
 - i 救命胴衣の容易かつ迅速な使用が困難
 - ・ 救命胴衣の包装が強固（2事例）
 - ・ 救命胴衣格納庫の前に長いす等が設置され、救命胴衣の取り出しに障害（3事例）
 - ・ 救命胴衣格納庫内に掃除用具等がいっしょに保管され、救命胴衣の取り出しに障害（3事例）
 - ii 消防設備の容易かつ迅速な使用が困難
 - ・ 消火器を手の届かないところに設置（1事例）
 - ・ 消火ホースに穴（1事例）
 - ・ 消火器や消火栓の付近に、それらの使用の障害となるものを設置等（5事例）
 - iii 消防員装具を引火の危険のある塗料といっしょに保管（1事例）
 - iv 消防設備の格納場所が実際と船内掲示の図面とで相違（8事例）
 - v 脱出経路となっている箇所を防寒用の間仕切りで塞いで、通行不能（1事例）
- ② 船舶検査等の際には、救命設備、消防設備及び脱出設備の整備状況の確認を的確に実施すること。（中国運輸局・四国運輸局）
 - ・ 運輸局は、船舶検査等の際に、救命設備、消防設備及び脱出設備の整備状況を確認

改善措置状況

- ① 業界に対し、定期的な船舶検査時等に、日常点検を適切に実施するよう指導する。（中国運輸局）
 - ② 全旅客船事業者及び四国旅客船協会に対し、関係法令の遵守、救命設備等の備付け・維持管理のための日常点検の適切な実施について文書指導した。（四国運輸局）
 - ③ 船舶安全法関係の講習会、説明会等においても、必要に応じ指導を行う。（中国運輸局・四国運輸局）
 - ④ 指摘のあった全事業者については、全て改善済み。（中国運輸局・四国運輸局）
-
- ① 平成19年4月に、全旅客フェリー事業者を対象に安全総点検を実施した。指摘のあった不適切事例については、管内の船舶検査官に周知し、船舶検査時に適切に対応するよう指示するとともに、立入検査時には、救命設備等の整備状況の確認を重点項目として、的確に確認する。（中国運輸局）
 - ② 管内の海事技術専門官に対し、今後とも、なお一層適切に検査を実施するよう、文書指導した。（四国運輸局）

(3) 発着所及び旅客船のバリアフリー対策の促進

制度の概要

- 旅客船ターミナル及び旅客船新設時等には、「高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上するための必要な構造及び設備に関する基準」（移動等円滑化基準）への適合義務あり
- 既存の旅客船ターミナル及び旅客船について、移動等円滑化基準への適合の努力義務あり（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第8条）

船内の施設や船の発着所は、高齢者や障害者にとって安全で利用しやすいと思わない者 1,441人中499人(34.6%)（うち、中国は、721人中327人(45.4%)）

主な所見表示事項

- ① 重点的・優先的にバリアフリー化すべき旅客船ターミナルについては、バリアフリー化の促進を指導すること。（中国運輸局・中国地方整備局）
- ② 旅客船ターミナルのバリアフリー設備については、実地の検査等を積極的に実施すること。（中国運輸局・中国地方整備局・四国地方整備局）
 - i 出入口の幅が基準(80cm)より狭く(70cm)、車椅子では通行できないもの等(2施設)
 - ii 他の施設において、設置されている誘導ブロックが不在の窓口を案内している、手すりの点字シールがはがれているなど、施設が円滑に利用できないもの（7施設）
- ③ 新設船に対する適合審査を的確に行うこと。（四国運輸局）
- ④ 旅客船のバリアフリー設備については、旅客船のバリアフリーに関する監査を的確に実施すること。（中国運輸局・四国運輸局）
 - i 基準適合船(14船舶)の出入口の幅や点状ブロックの敷設等が基準未適合（4船舶）
 - ii 基準適合船のバリアフリー施設の中に、他の障害物により円滑に利用できないもの（4船舶）
 - iii バリアフリー施設（トイレや乗降用設備）の出入口の幅が狭く段差がある等(3船舶)

改善措置状況

- ① 重点的・優先的にバリアフリー化すべき箇所について、航路実態調査等の機会を捉え、促進指導する。（中国運輸局）
 - ② 平成19年4月開催の港湾関係補助事業担当者会議において、港湾管理者に対し、バリアフリー化促進の周知を行った。（中国地方整備局）
- 旅客ターミナルのバリアフリー設備は、航路実態調査等を捉え現地確認する。（中国運輸局）
 - 比較的利用者の多い旅客ターミナルから、9月以降を目途に、バリアフリー施設に係る補助事業成果検査等の機会を捉え現地確認するよう努める。（中国地方整備局・四国地方整備局）
- 海事技術専門官に対し、今後とも、なお一層適切に立入検査、基準適合審査を実施するよう指導を行った。（四国運輸局）
- ① 旅客船事業者及び四国旅客船協会に対し、日常点検を適切に行うよう、文書指導した。（四国運輸局）
 - ② 海事技術専門官に対しても、今後とも、なお一層適切に立入検査等を実施するよう指導を行った。（四国運輸局）
 - ③ 指摘を受けた5事業者(5船舶)は、平成19年4月に全て改善済み。（四国運輸局）
 - ④ 今後とも、導入時の監査を的確に実施する。（中国運輸局）

3 運賃・料金の適正化等

制度の概要

- 運賃・料金についてあらかじめ国土交通大臣に届け出ること、運送約款を定め、同大臣の認可を受けることが必要（海上運送法第8条、第9条）

主な所見表示事項

- 旅客船事業者に対し、必要な届出を行わせる等所要の改善措置を講じる必要がある。（四国運輸局）
 - i 届出をしないまま新たな割引切符（自動車航送の回数券）を発行しているもの（1事業者）
 - ii 運賃・料金の適用方に記載している切符のうち、一部の切符（往復切符、回数券）を販売していないもの（1事業者）
 - iii 運送約款では往復切符の有効期限は2日以上とされているが、当日限り有効としているもの（2事業者）
 - iv 運送約款では1歳以上の子供について小児運賃が適用されるが、小学校就学前の子供は無料扱いとしているもの（1事業者）
 - v 運送約款では切符に有効期限を記載することとされているが、有効期限の記載のない切符（往復切符、回数券）を使用しているもの（4事業者）

改善措置状況

- 全ての旅客船事業者及び四国旅客船協会に対し、法令順守の徹底を文書で指導した。
なお、指摘のあった6事業者については、平成19年2月から4月の間に全て改善済み。（四国運輸局）